

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	定期健康診断 特別健康診断	峯L P S - X - 0 0 0 0 8	
		承 認	令和6年3月29日
		作 成	令和6年3月26日
		改 正	
		作成部隊等名	第44警戒隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊峯岡山分屯基地が依頼する定期健康診断及び特別健康診断（以下、役務という。）について適用する。

1.2 履行場所

航空自衛隊峯岡山分屯基地

1.3 履行期間

契約締結日～令和6年10月30日

1.4 関連文書

この仕様書に記載されてない事項は、以下の関連文書を適用する。

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 役務に関する要求

2.1 定期健康診断及び特別健康診断を実施する。実施する項目については、別紙のとおりとする。

2.2 実施日及び細部実施要領等については、官側担当者と受託側担当者との調整による。

2.3 本役務は、検診車及び官側担当者の指定する場所において実施する。

2.4 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、契約相手側が準備する。

2.5 判定は、受託側が行う。

2.6 健康調査票（問診票）と心電図表の写しを官側担当者に送付する。

2.7 検査結果は個人用と官側担当者用を作成し、検査終了後1ヶ月以内に官側担当者へ送付する。

3 監督及び検査

検査結果を受け、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

4 個人情報の取り扱い

4.1 受託側は、管理者の注意を持って役務を行うものとする。

4.2 受託側は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

4.3 受託側は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

4.4 受託側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により契約担当官の承認を受けなければならない。

件名	定期健康診断及び特別健康診断
----	----------------

- 4.5 受託側は、役務に係る個人情報をも他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- 4.6 受託側は、個人情報を複製する場合、あらかじめ、書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- 4.7 受託側は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、契約担当官は、特に必要と認めた場合は、受託側に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託側の施設等の関係場所に立入調査をさせることができる。

5 基地内共通事項

- 5.1 契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下監督官等という。）の指示に従わなければならない。
- 5.2 契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
- 5.3 契約相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可をうけるものとする。
- 5.4 契約相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- 5.5 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはいけない。
- 5.6 契約相手方は、基地内における写真撮影について契約役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後完全に消去し保持しないものとする。
- 5.7 契約相手方は、役務に関連するデータについて、フィルム交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該当データを保持しないものとする。

6 その他

- 6.1 この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。
- 6.2 作業に当たっては、他の物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責任により回復するものとする。
- 6.3 許可なく仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還するものとする。
- 6.4 官側は、受託側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

件 名	実 施 項 目
定期健康診断	胃部X線撮影（検診車含む。）
	心電図（検診車含む。）
	血算、生化学（TG、LDL、HDL、UA、BUN、CRE、GLU、AST、ALT、r-GTP）
	梅毒検査（R P R定性）
	便潜血ラテックス法
	喀痰細胞診
	尿検査（蛋白、糖、潜血）
	身体計測（問診、身長、体重、腹囲、遠距離視力）
	血圧
特別健康診断	胸部X線撮影（検診車含む。）
	H B s 抗原、抗体
血液型検査	A B O ・ R h 式血液型検査